

記入例

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

令和〇年〇月〇日

住民票・登記事項証明書の記載
とおりに記入してください。

フリガナ 氏名又は名称 水道 花子

住所 〒564-8551

吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号

該当するどちらかにチェック
を入れてください。

フリガナ 代表者氏名 水道 花子

電話番号 06-6384-1251

1. 〇〇〇〇水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している
指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受 講 年 月	
<input type="checkbox"/> 受 講 (年 月受講) ・ (年 月受講)	
<input checked="" type="checkbox"/> 不受講 (理由：新規のため)	不受講の場合は、不受講欄に理由を記入してください。

- ・過去5年以内で受講実績のある方は、受講年月を記入のうえ、受講欄にチェックをして下さい。
- ・不受講の場合は理由を記入して下さい。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容 (公表： 可 不可)

事業所の名称	〇 〇 〇 水 道		
事業所の所在地	〒564-8551 吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号		
電話番号 (市民対応用)	06-6384-1258 (市民等対応用)	指 定 番 号	9999
営業日 (対応可能日)	月～土曜	営業時間 (対応可能時間)	9 時～17 時 (対応可能時間)
休 業 日	日曜日 正月 3 が日 GW に連休 お盆休み		

業務内容 (該当するものに〇を記入して下さい。)

新築・改造・撤去等		修 繕				
		水漏れや故障の修繕・取替 (屋内)			屋外給水管の修繕 (掘削等を伴うもの)	給水設備 (受水 槽・ポンプ・及 びその他の附属 設備) の修繕
道路部分	宅内部分	トイレ (ボールタップ等)	蛇口 (混合水栓等)	屋内配管		
○	○	○	○	○	○	

* 公表には、ホームページ等への掲載も含まれます。

* 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

記入例

3. 給水装置工事主任技術者

受講者名	e-ラーニングで実施した場合は、受講終了時に修了年月日が表示されますので、 <u>その画面を印刷したものを添付してください。</u>		
水道 花子			
水道 太郎	自社内研修	〇〇に関する業務研修	令和元年 8 月 1 日

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

※水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条

号に掲げるものと

(4) 給水装置工事

ために、研修の

雇

工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものと

する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の

雇用関係または下請け等も含み、給水装置工事に従事した者の氏名を記入してください。

4. 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

技能（経験）を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか（〇・×を記入）	資格等を有しているか（〇・×を記入）		工事年度
			保有している資格等	
水道 花子	〇	〇	配管工	令和元年
水道 太郎	〇	〇	配管技能士	令和元年
吹田 一郎	〇	×		令和元年

- ・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
 - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、配管技能者、配管技能士、配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能者
 - ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定）
- 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・過去 1 年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックをしてください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

資格を有していなくても、経験を有していればを記入してください

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。